

令和6年度

包括外部監査の結果報告書

【概要版】

—福祉部所管の少子・子育て施策に関する
財務事務の執行及び事業の管理について—

兵庫県包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第1 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 監査対象	1
2. 対象期間	1
3. 選定理由等	1
III. 外部監査の方法	2
1. 監査の視点等	2
2. 監査の主な手続	2
3. 監査対象機関・部署	2
IV. 監査従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
V. 外部監査の実施期間	4
VI. 利害関係	4
VII. 金額単位等	4
1. 金額単位について	4
2. 略語について	4
3. 「子供」すなわち児童とは	4
VIII. 監査日程について	5
1. 兵庫県福祉部のこども政策課、児童家庭課	5
2. 兵庫県福祉部所管のこども家庭センター	5
3. 兵庫県福祉部所管の県立明石学園	5
第2 福祉部所管の少子・子育て施策に関する概要	6
I. 兵庫県と市町の連携について	6
II. ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）について	7
第3 監査の結果と意見	9
I. 報告書の表記	9
II. 福祉部 こども政策課	9
1. 結婚新生活支援事業	9
2. 地域子育て支援拠点事業	9
3. 利用者支援事業	9
4. ファミリー・サポート・センター事業	9
5. 一時預かり事業	10

6. ひょうご放課後プラン推進事業	10
7. ひょうご保育料軽減事業	10
8. 乳幼児子育て応援事業	10
9. 認定こども園整備等促進事業	10
10. 保育体制強化事業	11
11. 延長保育事業	11
12. 病児・病後児保育推進事業	11
13. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	11
14. 多様な主体の参入促進事業	11
15. 子どものための教育・保育給付事業	11
16. 都市部における保育所等への賃借料支援事業	12
17. 子育てのための施設等利用給付事業	12
III. 福祉部 児童家庭課	12
1. 女性保護事業推進費事業	12
2. 要保護女子入所委託費事業	12
3. 一時保護所措置費事業	12
4. こども家庭センター管理費・施設維持費事業	12
5. 一時保護所調理業務委託事業	13
6. 児童虐待防止対策強化事業	13
7. 子どもを守る多機関連携プロジェクト事業	13
8. 児童委員活動費用弁償費補助事業	13
9. 児童家庭支援センター相談体制強化事業	14
10. 児童福祉措置費事業	14
11. 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業	14
12. 新たな子育て家庭支援基盤整備事業	14
13. 里親・特別養子縁組強化推進事業	15
14. 児童扶養手当支給費事業	15
15. ひとり親家庭子育て未来応援事業	16
16. 明石学園施設維持費・施設管理費事業	16
17. 明石学園児童措置費事業	16
IV. 福祉部 こども家庭センター	16
1. 事業概要	16
2. 中央こども家庭センター	16
3. 川西こども家庭センター	17
4. 姫路こども家庭センター	18
5. 豊岡こども家庭センター	18

V. 福祉部 県立明石学園	19
1. 明石学園	19

第1 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月18日条例第19号）第2条に基づく包括外部監査。

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 監査対象

福祉部所管の少子・子育て施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

2. 対象期間

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和6年度分についても監査対象にした。

3. 選定理由等

総務省の人口推計によると、令和5年10月1日時点における総人口は1億2435万2千人で前年と比較して59万5千人（0.48%）減り、大きな落ち込みとなった。少子高齢化の歯止めはかからず、出生児数が死亡者数を下回る自然減が17年連続となった。

15歳未満が総人口に占める割合は、11.4%で過去最低となった一方で、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は29.1%と、最高を更新した。なお、75歳以上は2007万人で、初めて2000万人を超えた。

兵庫県においても人口減少や自然減が続いており、15歳未満が占める割合は減少する一方で、高齢者が占める割合は増加している。

人口の減少や少子高齢化の進展は、国内需要の縮小と労働力人口の減少につながり、経済の活力を低下させ、生活全般に様々な影響を及ぼすことになる。兵庫県についても人口減少や少子高齢化の傾向にあることから、経済の停滞に伴い、財政が予測以上に早く逼迫する可能性がある。

上記への対策には、安心して子育てができる環境を整えて、少子化に歯止めをかけることが不可欠なため、当年度における包括外部監査を実施するにあたり、兵庫県における子ども・子育て支援に係る施策の実施状況について確認することにした。

子ども・子育て支援については、法律・条例、兵庫県の各種個別の計画等に基づき、さまざまな事業を行っており、その実施内容や対応部局も広範囲に及ぶ。ただし、兵庫県においては、各施策の一体的、具体的な実施、施策間の整合性確保、連携強化の観点から、基本計画であるひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024 年）を策定しており、福祉部のこども政策課及び児童家庭課で、子ども・子育て支援に係る事業について一定の整理・集約をしている。

現行の基本計画が令和 6 年度で終期を迎えることから、次期計画策定も見据え、事業が適切かつ効率的に行われていたかという観点から、外部監査により評価することは有益である。

Ⅲ．外部監査の方法

1．監査の視点等

監査の視点等は、主に下記のとおりである。

- ① 委託等の契約事務や補助金交付事務は、規則に従い経済的、効率的に行われているか。
- ② 県と市町で適切な連携がとれているか。
- ③ 施設(例：こども家庭センター等)は効率的に運営され、財産管理は適切に行われているか。
- ④ 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024 年）」で示される各種施策の KPI の進捗状況に鑑み、事務事業執行の改善に取り組まれているか。

2．監査の主な手続

- ① 調査対象とした関係書類等
 - ・ 事務事業評価調書
 - ・ 県費交付要綱
 - ・ 県費負担金交付一覧、申請書、実績報告
 - ・ 措置費支弁台帳
 - ・ 委託契約書
 - ・ 備品管理台帳 など
- ② 説明聴取（ヒアリング）
監査対象の所管部局から説明を聴取した。

3．監査対象機関・部署

- ① 兵庫県福祉部のこども政策課、児童家庭課
令和 5 年度事業費予算額が 3 千万円以上の事業を選定する。

② 兵庫県福祉部所管のこども家庭センター

県内7施設のうち、一時保護所を有する中央こども家庭センター、相談受付件数の多い川西こども家庭センター及び姫路こども家庭センター、県庁から最も遠隔にある豊岡こども家庭センターの4施設を往査対象にした。

③ 兵庫県福祉部所管の県立明石学園

なお、①における監査対象事業は下記のとおりであり、こども政策課の17事業及び児童家庭課の17事業を合わせた34事業を選定している。

No.	こども政策課	児童家庭課
1	結婚新生活支援事業	女性保護事業推進費事業
2	地域子育て支援拠点事業	要保護女子入所委託費事業
3	利用者支援事業	一時保護所措置費事業
4	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター管理費・施設維持費事業
5	一時預かり事業	一時保護所調理業務委託事業
6	ひょうご放課後プラン推進事業	児童虐待防止対策強化事業
7	ひょうご保育料軽減事業	子どもを守る多機関連携プロジェクト事業
8	乳幼児子育て応援事業	児童委員活動費用弁償費補助事業
9	認定こども園整備等促進事業	児童家庭支援センター相談体制強化事業
10	保育体制強化事業	児童福祉措置費事業
11	延長保育事業	特定妊婦等居場所確保・自立支援事業
12	病児・病後児保育推進事業	新たな子育て家庭支援基盤整備事業
13	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	里親・特別養子縁組強化推進事業
14	多様な主体の参入促進事業	児童扶養手当支給費事業
15	子どものための教育・保育給付事業	ひとり親家庭子育て未来応援事業
16	都市部における保育所等への賃借料支援事業	明石学園施設維持費・施設管理費事業
17	子育てのための施設等利用給付事業	明石学園児童措置費事業

IV. 監査従事者

1. 包括外部監査人

公 認 会 計 士

遠 藤 眞 廣

2. 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(五十音順)

公 認 会 計 士

青 戸 祥 倫

公 認 会 計 士

安 達 誠 二

公 認 会 計 士

大 谷 泰 史

公 認 会 計 士

森 山 恭 太

V. 外部監査の実施期間

所管部局に対し、令和6年4月1日から令和7年1月24日までの期間にわたり、監査を実施した。

VI. 利害関係

兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の28第3項及び第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1. 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 略語について

本文中で使用する法令等の略語は下記のとおりである。

関係法令・規則等		略語
地方自治法	昭和22年法律第67号	自治法
地方自治法施行令	昭和22年政令第16号	施行令

なお、引用文章、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

3. 「子供」すなわち児童とは

子育て支援の対象の「子供」（児童福祉法でいう児童、子ども・子育て支援法でいう子ども、こども基本法でいうこども）は、児童福祉法で下記のように定義されている（第4条）。本稿では児童福祉法の定義に従う。

児童	満18歳に満たない者
乳児	満1歳に満たない者
幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

また「学童」とは小学校に就学している児童とされているが（児童福祉法第6条の3、第2項参照）、法律用語ではない。

VIII. 監査日程について

1. 兵庫県福祉部のこども政策課、児童家庭課

部署名	往査日	延べ往査人数
こども政策課	7月9日	4人
	9月5日、6日、27日	3人（各日1人）
児童家庭課	7月4日	5人
	7月9日	4人
	9月6日、11日、17日、 27日、30日	7人 (各日1～2人)

2. 兵庫県福祉部所管のこども家庭センター

施設名	往査日	延べ往査人数
中央こども家庭センター	10月3日	4人
川西こども家庭センター	9月18日	3人
姫路こども家庭センター	9月20日	3人
豊岡こども家庭センター	10月8日	4人

3. 兵庫県福祉部所管の県立明石学園

施設名	往査日	延べ往査人数
県立明石学園	10月3日	4人

第2 福祉部所管の少子・子育て施策に関する概要

I. 兵庫県と市町の連携について

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである（自治法第1条の2第1項）。

合わせて、県と市町には役割分担がある。

地方自治法第2条第3項（市町村）

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）の事務を処理するものとする。

地方自治法第2条第5項（都道府県）

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

地方自治法の規定を受けて、子ども・子育て支援法にも同主旨の規定が設けられている。

（子ども・子育て支援法 第3条第2項）。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

（アンダーラインは監査人記載）

すなわち、兵庫県福祉部としては

- 1, 市町に対する必要な助言及び適切な援助
 - 2, 特に専門性の高い施策
 - 3, 各市町の区域を超えた広域的な対応が必要な施策
- これらを講じなければならない。

Ⅱ. ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024 年）について

兵庫県では少子化の進行を見据えて平成 10 年度から概ね 5 年ごとに子ども・子育ての基本計画を見直し、その基本計画のもと、毎年度ごとに行動プログラムを策定している。

令和 6 年度はひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024 年）の最終年度であり、“安心して子育てできる兵庫の実現”を基本理念に、“若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫”を重点テーマとし、4つの目標と5つの数値目標を掲げ、全庁を挙げて少子対策・子育て支援施策を推進している。

4つの目標

- ① 豊かな人間性を育み、若者が就業や家族形成に明るい展望を持てる社会づくり
- ② 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う環境づくり
- ③ 仕事と生活が調和し、男女がともに職場や家庭で活躍できる社会づくり
- ④ 子どもが健やかに育つ安全・安心な社会づくり

5つの数値目標（KPI）と最終年度の行動プログラム（ひょうご子ども・子育て未来プランプログラム 2024）の結果比較は下記のとおりである。

数値目標	子ども・子育て未来プラン 2020～2024年		ひょうご子ども・子育て未来プラン プログラム2024		注
	数値目標	条件			
合計特殊出生率	1.41	計画期間中維持	1.29	2023年	1
出生数	18万人	2020～2024年計	32,615 人	2023年	2
待機児童数	0	2021～2024年	256 人	2024年	3
20～30代女性の社会移動数	転出・転入均衡	2024年	△ 3,465 人	2023年	4
婚姻数	27000件	2024年	19,629 件	2024年	5

注

- 1 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が平均して一生の間に産む子供の数に相当。
数値は2023年で確定数。平成28年をピークに下降トレンド。
- 2 5か年累計目標の出生数を5年で平均した数は36,000人
数値は2023年で確定数。
- 3 4月1日時点
- 4 △は転出超過
20代女性△3,670人 30代女性205人の合計値
- 5 2024年は確定数

5つの数値目標は最重要数値目標が合計特殊出生率と出生数であり、この最重要数値目標達成の重要な鍵が待機児童数、20～30代女性の社会移動数並びに婚姻数という位置づけになっている。

最終年度の結果は上表のとおり5つのKPIがいずれも未達という厳しいものになっている。

兵庫県福祉部としては、各事務事業の目標が基本計画のKPI達成の下位目標であるので、PDCAサイクルを機能させながら一層の県民福祉の向上に努めなければならない。

第3 監査の結果と意見

I. 報告書の表記

「第3 監査の結果と意見、II. 福祉部 こども政策課～V. 福祉部 県立明石学園」に記載した監査の「指摘事項」と「意見」の違いは下記のとおりである。

- ・指摘事項 : 監査の視点等に抵触するもの。
- ・意見 : 「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項。

II. 福祉部 こども政策課

1. 結婚新生活支援事業

指摘事項及び意見なし

2. 地域子育て支援拠点事業

指摘事項及び意見なし

3. 利用者支援事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見1	実績報告の実支出額について	16
	報告された実支出額に疑義がある場合には算出方法を問い合わせ、必要であれば適正に算出して記載するよう指導されたい。	
意見2	共通経費の案分基準について	16
	共通経費の案分に関する実務上の指針を示すことを検討されたい。	
意見3	評価指標の設定について	16
	利用者支援事業開設個所数または全市町数を評価指標に設定することを検討されたい。	

4. ファミリー・サポート・センター事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見4	評価指標の設定について	18
	サービスの提供回数を評価指標に設定することを検討されたい。	

5. 一時預かり事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 5	評価指標の設定について	20
	私立幼稚園預かり保育実施園数を評価指標に設定することを検討されたい。	

6. ひょうご放課後プラン推進事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 6	審査について	24
	兵庫県福祉部補助金交付要綱では「審査及び必要に応じて現地調査等により」交付決定、補助事業の変更、額の確定が行われるが、当該審査の内容が記載されている「審査書」がない。現状は決裁作成過程の数値の整合性の検証を「審査」と解されているようである。しかし令和5年度から県庁内で電子決裁が開始されたため決裁に添付されるエクセルシートに相互関連する計算のチェック機能が組み込まれており、集計等エラーはパソコン画面上で形式的に発見できるようになっている。したがって、決裁承認の際の計算チェックを慎重に行う過程とは別に、審査項目のチェックリスト化なども組み合わせ補助事業の内容の深度のある審査を行い、またできれば客観性を保つため決裁権限者から独立した者が審査を実施し、その結果及び過程を文書化し審査の証跡が確認できるようにすることが望まれる。	

7. ひょうご保育料軽減事業

指摘事項及び意見なし

8. 乳幼児子育て応援事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 7	事業内容の広報について	31
	県の広報媒体も有効活用し、制度内容の周知を図られたい。	
意見 8	履行確認の実効性担保について	32
	契約の履行確認の実効性を担保するため、業務の履行に当たって作成すべき書類を定めることを検討されたい。	

9. 認定こども園整備等促進事業

指摘事項及び意見なし

10. 保育体制強化事業

指摘事項及び意見なし

11. 延長保育事業

指摘事項及び意見なし

12. 病児・病後児保育推進事業

指摘事項及び意見なし

13. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

指摘事項及び意見なし

14. 多様な主体の参入促進事業

指摘事項及び意見なし

15. 子どものための教育・保育給付事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 9	審査について	49
	決裁書・報告書に「内容を審査した結果」という文言記載はあるが、当該審査の内容が記録されている「審査書」がなく、審査の証跡が確認できない。現状は決裁作成過程の数値の整合性の検証を「審査」と解されているようである。特に令和5年度から県庁内で電子決裁が開始されたため決裁に添付されるエクセルシートに相互関連する計算のチェック機能が組み込まれており、集計等エラーは形式的に発見できるようになっている。したがって、決裁承認の際の計算チェックを慎重に行う過程とは別に、審査項目のチェックリスト化なども組み合わせ補助事業の内容の深度のある審査を行い、またできれば客観性を保つため決裁権限者から独立した者が審査を実施し、その結果及び過程を文書化し審査の証跡が確認できるようにすることが望まれる。	
指摘事項 1	国の交付金交付要綱の審査との整合性	50
	国の交付金交付要綱（子どものための教育・保育給付交付金交付要綱）では①申請手続、②変更交付申請、③実績報告、④事業実績報告の訂正の4局面で都道府県が「必要な審査」を行うことが求められているが、兵庫県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱では④の事業実績報告の訂正の際の審査を求める手続き規	

	定がない。 提出された事業実績報告の訂正報告書に基づく県費支出の際に審査を求めている点において県の交付要綱は国の交付要綱に準拠していない。	
--	--	--

16. 都市部における保育所等への賃借料支援事業

指摘事項及び意見なし

17. 子育てのための施設等利用給付事業

指摘事項及び意見なし

Ⅲ. 福祉部 児童家庭課

1. 女性保護事業推進費事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 2	実績報告について	59
	実績報告の精算書等にはセンターの実際支出額を記載すべきである。	

2. 要保護女子入所委託費事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 10	女性自立支援施設の事務費について	64
	女性自立支援施設の事務費について対策を検討されたい。	

3. 一時保護所措置費事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 11	一時保護所のあり方について	67
	一時保護所においては、可能な限り家庭的な環境の提供が求められ、基本的に原則個室対応とすべきである。しかし、老朽化が進む現行の一時保護所での個室化には限界があるため、早期に建替えや移転を含む具体的な改善計画の策定等を進めていくことが望まれる。また、新設される一時保護所と効果的な連携を図れるような体制についても早急に整備することが望まれる。	

4. こども家庭センター管理費・施設維持費事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 12	再委託承認申請手続きについて	71

	再委託を行う場合には、契約書や仕様書に「全部または主体的部分の一括委託の禁止」を明記する必要がある。また、再委託の業務の範囲について全部または主体的部分の一括委託に該当するか判別し、その必要性が妥当であるか判断できるように、受注者からの承認申請書及び県から発出する承認通知書において再委託の業務の範囲やその必要性を具体的に記載する必要がある。	
意見 13	「ひょうごの児童相談」作成部数の見直しについて 県では書面規制の見直しやペーパーレス化等を推進していることに鑑み、「ひょうごの児童相談」の作成部数についても見直しを行う必要がある。児童家庭課及び各こども家庭センターでは、他のセンターでの取り組みやその成果を共有し、積極的に取り入れることで、作成部数の削減と配布方法の最適化を図り、業務の効率化とコスト削減を進めることが望まれる。	72

5. 一時保護所調理業務委託事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 14	一時保護所調理業務委託事業 地方自治体の予算は住民サービスの基盤であり、効率的な財政運営のため計画的な資源配分が求められる。特に委託業務のように契約金額が確定している場合、正確な当初予算の作成により、過剰な予算配分を防ぎ限られた財源を有効に活用することで予算の透明性と信頼性が確保される。このため、当初予算作成時には、確定した委託金額を基に算定し、予算額と決算額の乖離が生じないようにする必要がある。	75

上記の他、IV. 福祉部 こども家庭センター 意見 31、指摘事項 4、指摘事項 5 参照

6. 児童虐待防止対策強化事業

IV. 福祉部 こども家庭センター 意見 29 参照

7. 子どもを守る多機関連携プロジェクト事業

IV. 福祉部 こども家庭センター 意見 29、意見 30、意見 32、意見 35 参照

8. 児童委員活動費用弁償費補助事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 15	民生委員・児童委員の定数の充足について 民生委員・児童委員の定数の充足については、一定の取組が行われているがさらに市町と協力して、定数の充足を図って行く必要がある。	83

9. 児童家庭支援センター相談体制強化事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 16	補助対象経費等の明確化について	87
	補助金の適正な支給を徹底するため、補助対象経費や寄付金その他の収入額の範囲について各項目の必要性を十分に検討した上で、交付要綱等に明確に定め、施設間で一貫性を保つ必要がある。また、提出書類に不備があった場合には、対象事業者へヒアリング等を行い、必要に応じて資料の再提出を求める等実績報告書の審査の実効性を高める必要がある。	

10. 児童福祉措置費事業

指摘事項及び意見なし

11. 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 17	実績報告について	93
	業務完了報告書における実績報告については、実際の実績値での報告を求めることが必要である。	
意見 18	事業のあり方について	94
	当該事業については、今後の事業のあり方について検討する必要がある。	

12. 新たな子育て家庭支援基盤整備事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 19	子育て支援の事業の周知の必要性について	98
	子育て支援の各事業について、各市町により丁寧な説明を行うことにより、子育て支援事業の実施を推進していく必要がある。	
意見 20	評価指標の設定について	99
	評価指標（成果指標）を設定し、計画的に各事業を推進していく必要がある。	
意見 21	実績報告の確認について	99
	実績報告については、実施した事業内容のわかる費目で報告を求める必要がある。また報告された実績報告に対して、サンプリング等により、証憑書類の確認を行う必要がある。	
意見 22	運用状況の確認について	99
	支援後の運用状況についても積極的に確認を行い、補助の効果がどのように出ているのかを検証していくこと	

	も必要である。	
--	---------	--

13. 里親・特別養子縁組強化推進事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 23	里親委託率の向上について	104
	里親委託率について令和 11 年度の目標達成及び国が求めている指標の実現に向けて、里親支援業務の民間委託や県内全域におけるフォスティング業務をより一層進めていく必要がある。その際、里親委託率の高い他の都道府県・市の取り組みを参考にすることが有効であると考えられる。また、事務事業評価調書における自己評価において令和 11 年度の目標達成に具体的に関連付けた記載を行うことで、PDCA サイクルをより効果的に運用することが望まれる。さらに、国が 3 歳未満及びそれ以外の就学前の子どもと学童期以降で里親委託率の目標を分けている点を考慮し、県においても一律 47.8% とするのではなく、年齢階層別に目標を分けることが考えられる。それぞれの年齢層に応じた目標を設定し、それに基づいて効果的な対策を策定することで、目標達成の実現性をより高めることが期待される。	
意見 24	里親名簿管理業務の効率化について	105
	各こども家庭センターで作成した里親名簿を児童家庭課とクラウド上で共有するなど情報を一元化することで里親名簿管理業務の重複を解消し、事務作業の効率化を図ることが望まれる。	
指摘事項 3	事務事業評価調書の記載誤りについて	105
	誤った数値が看過されて公表されることがないように事務事業評価調書を公表する際にはチェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。	

14. 児童扶養手当支給費事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 25	過払金の発生について	109
	過払金については、再発を防止できるように、より丁寧な説明を行い、制度の周知を図り過払金の発生を抑えていく必要がある。また他機関との情報共有についても、できる限りの協力を求め、再発を防止していく必要がある。	

15. ひとり親家庭子育て未来応援事業

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 26	制度の周知について	115
	「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は実績がゼロであり、まだ十分に認知されていないことから、ひとり親家庭に対して周知を図って行く必要がある。	
意見 27	過払金について	115
	過払金については、窓口での丁寧な説明や他機関との情報共有に努め、再発の防止を図っていく必要がある。	
意見 28	随意契約の締結について	116
	委託契約の締結については、随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。	

16. 明石学園施設維持費・施設管理費事業

V. 福祉部 県立明石学園 参照

17. 明石学園児童措置費事業

V. 福祉部 県立明石学園 参照

IV. 福祉部 こども家庭センター

1. 事業概要

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 29	児童相談所における職員数不足と勤務年数の偏りについて	127
	児童福祉司及び児童心理司について、配置不足や勤務年数が短い職員が多い場合には、リスク判断や迅速な意思決定が難しく、緊急時や複雑なケースへの対応が困難になる可能性が高い。また、地域によって配置状況や勤務年数に偏りがある場合には、地域間での対応力に差が生じる可能性が高い。このため、計画的な採用を継続するとともに、地域間の人員配置の見直しを行い、地域による差が生じないようにする必要がある。	

2. 中央こども家庭センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 30	報酬助成額の超過支払について	129
	今後、報酬助成額について、要綱の年額上限を超えて支払われることを防ぐために、家庭裁判所の審判におい	

	て 12 か月を超える期間の報酬の支払が決定した場合には、12 か月分と残りの月数分の支払年度を分けるなどの対応を行う必要がある。 ただし、年度を分けて支払うことが事務手続上過度な負担になる場合には、実施要綱における年額の上限期間を裁判所の審判に合わせて見直すことなどの対応も考えられる。	
意見 31	プロポーザル方式の採用について 調理委託業務がプロポーザル方式による業者選定の対象事業に該当し、同方式での選定が妥当かどうか検討を行い、決裁書にその理由を記載されたい。	130
指摘事項 4	議事録について プロポーザル方式を採用するのであれば審査会議事録の作成が必要である。	131
指摘事項 5	報告書の様式について 業者からの全ての報告書が仕様書で定められた様式と異なっており、内容に過不足が存在することから、契約内容の変更として合意書、覚書等を残すべきである。	131
指摘事項 6	備品及び物品の棚卸について 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年 1 回の自己検査を実施すべきである。 また計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料等）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。	132

3. 川西こども家庭センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 32	損害賠償保険等の未加入期間について 今後、損害賠償保険等の未加入期間の発生を防ぐために、要綱に従い、速やかに加入申請を行う体制を整備する必要がある。また、加入申請の遅延が発生した際の対応策を要綱等で定めるとともに、担当者の交代時における引継ぎが適切に行われるよう、引継ぎプロセスを強化する必要がある。	134
指摘事項 7	出納関係書類について 現金出納簿等は財務規則に従い作成・記録する必要がある。	135
意見 33	切手等の管理について 切手、印紙等の残高管理に関し、より効率的な管理方法を検討されたい。	135
意見 34	実地棚卸資料について	136

	備品の実地棚卸資料は一定期間保存されたい。	
--	-----------------------	--

4. 姫路こども家庭センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 35	損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間について	138
	今後、損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間の発生を防ぐために、要綱に従い、速やかに加入申請を行い、保険料助成額を超過しないように管理する必要がある。また、加入申請が遅れた場合に保険料の超過や未加入のリスクが発生しないよう、加入申請の遅延に対する対応策についても要綱等で定める必要がある。	
意見 36	備品及び物品の管理について	139
	備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。	
意見 37	委託契約の締結について	140
	委託契約の締結については、随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。	

5. 豊岡こども家庭センター

区分	タイトル/要旨	本文頁
指摘事項 8	家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（兵庫県版）の作成について	142
	令和5年度は家庭復帰等評価委員会が合計11回開催されたが、うち6回の判断について所定の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（兵庫県版）が作成されていなかった。当該チェックリストは経過、子どもの状況、保護者の状況、家庭環境、地域の体制をまとめたもので、最終評価（A 家庭復帰、B 家庭復帰に課題あり、C 家庭復帰は不可）にいたるプロセスが簡潔明瞭に記録され、行政の総合判断の客観性・正当性を保障するための文書の一つである。最終評価の妥当性を後日にわたり検証するためにも作成されるべきものであった。	
意見 38	随意契約の理由について	143
	決裁書に具体的な随意契約理由を記載されたい。	
意見 39	使用見込みのない備品の処分について	143
	使用見込みのない備品については、そのまま放置しておくのではなく、財務規則に従い、直ちに物品管理者に	

	申し出を行い、速やかに廃棄処理などの適切な対応を行う必要がある。	
--	----------------------------------	--

V. 福祉部 県立明石学園

1. 明石学園

区分	タイトル/要旨	本文頁
意見 40	女子寮再開に向けた児童自立支援専門員等の確保について	145
	支援を必要とする女子に対する機会を逃さず、健全な発達と社会復帰を促すために、早期に児童自立支援専門員等を確保し、女子寮の休止を解消することで新規受け入れが可能な体制を構築することが望まれる。	
意見 41	プール濾過器関係工事等について	146
	見積合わせの可能性を検討されたい。	
指摘事項 9	現金出納簿の記録漏れについて	146
	日々の現金の受払金額や残高を正確に把握し、紛失や盗難などのリスクを防ぐため、財務規則に従い、全ての現金取引について現金出納簿に漏れなく正確に記録すべきである。	
意見 42	使用見込みのない備品について	147
	使用見込みのない備品については、そのまま放置しておくのではなく、財務規則に従い、直ちに物品管理者に申し出を行い、速やかに廃棄処理などの適切な対応を行う必要がある。	
意見 43	備品の処分について	147
	備品出納簿に記載された資産の実在性及び正確性を確保するためには、備品の廃棄等を行う場合には、財務規則に従い物品処分決定書に基づいて処分を決定し、備品出納簿上も速やかに除却処理を実施する必要がある。	
指摘事項 10	備品の棚卸について	148
	全ての備品について、財務会計規則等に従い、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。 ただし、明石学園では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。 また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。	

指摘事項 11	物品の管理について	149
	物品については、物品管理台帳を作成し、数量管理を行うべきである。	

以上